



1 地球環境

1 地球環境の現況と課題

1 地球温暖化

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が平成 25 年から 26 年にかけて発表した「第 5 次評価報告書」では、「人為起源の温室効果ガスの排出は、20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い」とし、「陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880 (明治 13) ~2012 (平成 24) 年の期間に 0.85℃上昇しており、最近 30 年の各 10 年間の世界平均地上気温は、1850 (嘉永 3) 年以降のどの 10 年間よりも高温である。」と指摘しています。同報告書では、1986 (昭和 61) ~2005 (平成 17) 年を基準とした 2081 (平成 93) ~2100 (平成 112) 年における世界平均地上気温は、最も気温上昇が大きいシナリオでは約 3.7℃ (2.6~4.8℃) 上昇すると予測しています。また、同報告書では気候変動の影響がますます深刻になること、産業革命からの気温上昇を 2 度以内に抑制するためには、今後数十年にわたり大幅に温室効果ガスの排出を削減し、21 世紀末までに排出をほぼゼロにすることが必要であることなどが指摘されています。

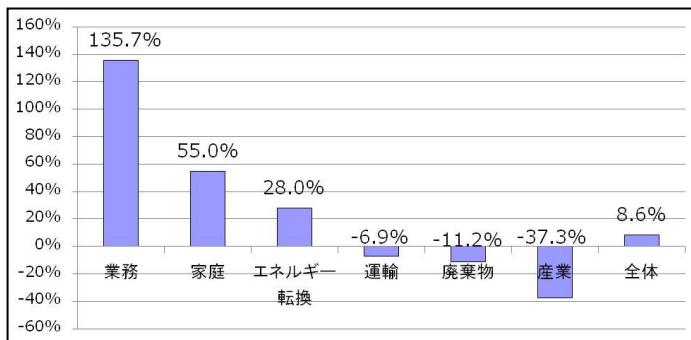
2015 (平成 27) 年 11~12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」において、2020 (平成 32) 年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016 (平成 28) 年 11 月 4 日に発効しました。この協定には、主な内容として、世界共通の長期目標として 2℃目標のみならず 1.5℃に抑える努力を追求することへの言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれています。

また、我が国は、COP21 に先立ち、2015 (平成 27) 年 7 月に、2030 年度に 2013 年度比で 26.0% 減とする温室効果ガス削減目標を決定し、条約事務局に提出しています。

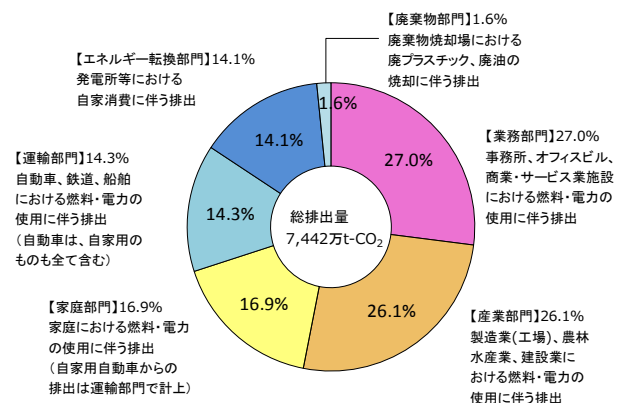
県内の状況としては、2013 (平成 25) 年度の県内の二酸化炭素排出量 (速報値) は 7,442 万 t-CO₂ で、1990 (平成 2) 年度と比較すると 8.6% の増加となっています。*また、部門別の構成比では、業務部門 (27.0%) 及び産業部門 (26.1%) が大きく、また、1990 (平成 2) 年度からの伸び率では、業務部門、家庭部門がそれぞれ 135.7%、55.0% と高い伸びを示しており、これらの部門における対策の強化が重要です。

※ これは、東日本大震災の影響に伴い、2012 (平成 24) 年度に全ての原子力発電所が停止し、火力発電所の発電量が更に増加したことにより、化石燃料の消費量が増加したことが主な原因となっています。

▲図2-1-1 二酸化炭素排出量(2013(平成 25)年度速報値)の対 1990(平成 2)年度比部門別伸び率



▲図2-1-2 二酸化炭素排出量 (2013(平成 25)年度速報値)の部門別構成比

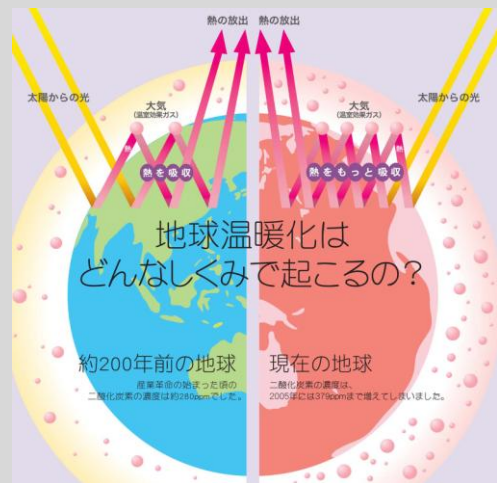


コラム 地球温暖化のしくみ

地球の温度は、太陽から送られてくる熱（日射）と、その熱によって暖められた地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。

地球を取り巻く大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表から宇宙に向かって放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この働きによって地表の平均気温は約14℃に保たれています。

しかし、経済活動の活発化などに伴い、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に燃やすようになったため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が急激に増加しました。現在では、温室効果ガスの人為的な排出量は自然の吸収量の約2倍に達し、大気中の温室効果ガスの濃度も産業革命以前の280ppm程度から、400ppm程度に上昇しています。その結果、宇宙への熱の放出を抑える温室効果が強まり、地球の気温が全体的に上昇しています。これが地球温暖化と呼ばれる現象です。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

コラム パリ協定の主な内容

- 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求。この長期目標を達成するよう、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するために、早期の削減を実施
- 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年毎に提出・更新すること
- すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施

2 オゾン層の破壊

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生物を守っています。

しかしながら、このオゾン層がフロン等の化学物質によって破壊され、著しく減少しています。特に南極域上空ではオゾンの減少が激しく、オゾン層に穴があいたように見えるため「オゾンホール」と呼ばれています。オゾンホールは、1980（昭和55）年頃から現れるようになり、1992（平成4）年以降は大規模なものが出現しています。

オゾン層保護のため、1985（昭和60）年に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」、1987（昭和62）年に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、議定書締約国ではフロン類等の生産や輸入を制限し、順次削減を行っています。日本でも、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」が制定され、ハロン、CFC、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の生産が全廃されました。また、HCFCについては2020（平成32）年に生産を全廃することが決定しています。

フロン類の回収については、2013（平成25）年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」の一部改正が公布され、2015（平成27）年に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）と名称を改めて施行されました。この法律により、フロン類の回収を含めた製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた対策が行われています。また、家庭用冷蔵庫・家庭用エアコンについては「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、使用済自動車のカーエアコンについては「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」によりフロン類の回収が行われています。

2 地球環境保全に関する県の取組

1 地球温暖化対策の推進【環境計画課、森林再生課、エネルギー課、税制企画課】

県では、一層の温暖化対策の強化を図るため、平成 21 年 7 月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。また、同条例に基づき平成 22 年 3 月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの削減に向けた中期目標を掲げるとともに、目標達成に向けた県の施策体系を定めました。

さらに、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針、目標を定めた「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定しました。

この条例と 2 つの計画に基づき、計画的な地球温暖化対策に取り組んでいます。

神奈川県地球温暖化対策推進条例

平成 21 年 7 月に県は、「化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと」を目的とした「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

条例の基本的な考え方は、①事業者や県民など各主体に対し、それぞれの立場・責任に応じた主体的な取組みを促すこと、②各主体相互の連携・協働を促すこと、③本県の環境問題に関する経験や技術の集積など先進性や優位性を活用すること、の 3 点です。

条例では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務づける「温暖化対策計画書制度」を創設するとともに、新エネルギー等の環境配慮技術の研究開発や活用の促進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの排出のより少ない自動車の普及、日常生活における温暖化対策、温暖化対策教育の推進などについて、県や県民・事業者等の役割や責務を明らかにしています。

平成 28 年 10 月に、地球温暖化対策計画に定める事項に地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項を加えるなどの改正を行いました。



神奈川県地球温暖化対策推進条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417507/>

神奈川県地球温暖化対策計画

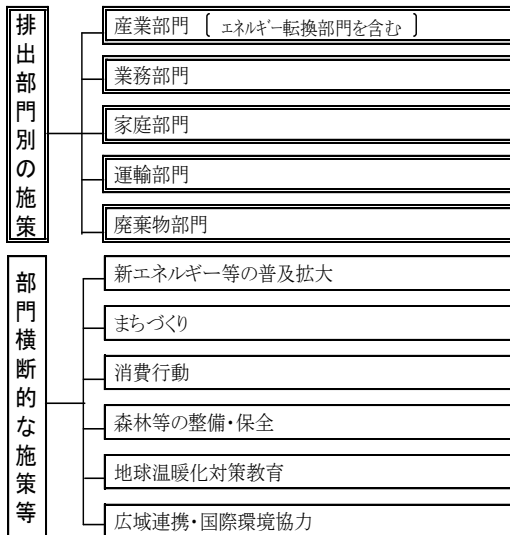
神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成 22 年 3 月に策定しました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としても位置づけています。

計画期間は、2010（平成 22）年度から 2020（平成 32）年度までの 11 年間とし、計画の目標としては、国の中期目標の達成に地域から貢献するという視点から、全ての主体の自主的な取組みを促し、温室効果ガスの削減に向けて目指すべき目標として、「2020（平成 32）年の温室効果ガスの総排出量を 1990（平成 2）年比で 25%削減することを目指す。」とする中期目標を設定しました。

また、目標を達成するための具体的な施策については、部門ごとの課題に応じた適切な施策を講じ

る観点から、現時点で県として取り組むべきと考える施策を、産業・家庭・運輸などの「排出部門別の施策」と、新エネルギー・まちづくりなどの「部門横断的な施策等」に分けて体系化するとともに、今後新たに取り組むものや、施策の充実・強化を図る必要があるものなどを、8つの「重点的な取組み」として位置づけました。

【県の地球温暖化施策体系】



【8つの重点的な取組み】

①事業活動における地球温暖化対策の推進	⑤森林や緑地の整備・保全
②建築物における地球温暖化対策の推進	⑥電気自動車（EV）など環境性能に優れた自動車の普及
③低炭素型のまちづくり	⑦「見える化」「インセンティブ化」によるライフスタイルの転換
④太陽光発電など新エネルギー等の普及拡大	⑧温暖化対策教育の推進

なお、国が新たな温室効果ガス削減目標（2030（平成32）年度に2013（平成25）年度比で26.0%削減）を設定したことなどの状況変化を踏まえて、本県の温室効果ガス削減目標を見直し、2016（平成28）年度に計画を改定しました。

神奈川県地球温暖化対策計画
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417509/>

条例・計画に基づく取組

■ 事業活動における地球温暖化対策の推進

○ 事業活動温暖化対策計画書制度の実施

県では、工場や事業場を設置している一定規模以上の大規模排出事業者に、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する事業活動温暖化対策計画書制度を、平成22年4月1日から施行しています。

平成26年度に計画期間が終了した大規模排出事業者のうち、二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合は66.7%でした。

▲表2-1-1 計画期間が終了した大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合

	25年度	26年度
二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合	61.1%	66.7%

- ・対象 原油換算エネルギー使用量が1,500k_l/年以上又は100台以上の自動車を使用する事業者
※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断します。（フランチャイズチェーンは一事業者とみなします。）

事業活動温暖化対策計画書制度
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6674/>

○ 中小規模事業者の省エネルギー対策への支援

中小規模事業者は、一般的に、情報、人材、資金の不足などから、地球温暖化対策が遅れている傾向にあると考えられます。そこで、県では、中小規模事業者を対象とした、省エネルギー対策に関する相談や診断事業を実施しています。



中小規模事業者省エネルギー対策支援
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7226/>

■ 建築物における地球温暖化対策の推進

○ 建築物温暖化対策計画書制度の実施

県では、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施や評価結果、新エネルギー等の活用の検討結果などを記載した計画書の提出、販売や賃貸をする際の広告への環境性能表示を義務づけ、それを県が公表する建築物温暖化対策計画書制度を、平成22年4月1日から施行しています。平成24年10月1日からは、震災後のエネルギー需給対策の情勢等を踏まえ、新エネルギーの新築等建物への導入をより一層促進するため、対象を拡大しました。

- ・対象：新築、改築又は増築に係る延べ床面積が2,000㎡以上の建築物

(平成24年10月1日から。平成24年9月30日までは、5,000㎡を超える建築物)



建築物温暖化対策計画書制度
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6675/>

■ 低炭素型のまちづくり

○ 特定開発事業温暖化対策計画書制度の実施

県では、一定規模以上の開発事業を行う事業者には、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務づけ、それを県が公表する特定開発事業温暖化対策計画書制度を、平成22年4月1日から施行しています。

- ・対象：10,000㎡以上の区域において、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の新築を目的とする開発事業



特定開発事業温暖化対策計画書制度
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6676/>

■ 再生可能エネルギー等の普及拡大

○ 住宅用太陽光発電設備設置への支援

本県の家庭部門における二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、平成2年度との比較でも55.0%増加しています(平成25年度速報値)。そこで、家庭部門の温暖化対策の一層の推進を図るため、平成27年度からは、太陽光発電等による創エネと省エネにより住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH))の導入費用に対する補助(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金)を実施しています。



神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入事業
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470193/p947976.html>

○ かながわソーラーバンクシステムの取組

県では、太陽光発電の普及拡大を図るため、太陽光発電設備を県民の皆様にリーズナブルな価格で安心して設置していただく「かながわソーラーバンクシステム」に取り組んでいます。「かながわソーラーセンター」で、太陽光発電設備の設置に関する一般的、個別的相談を受け付けるほか、住宅用の基本設置プランに加えて、無償で太陽光発電設備を設置し、安い電気料金で電気を供給するプランや、太陽光発電設備を設置者自身が組立・設置するDIYプランなどを紹介しています。



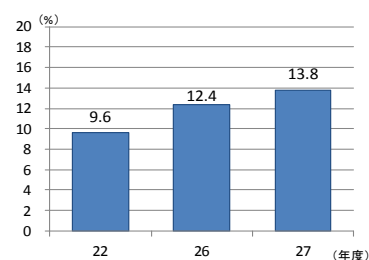
かながわソーラーバンクシステム

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360844/>

○ 分散型電源の導入促進

太陽光発電等の再生可能エネルギーや、ガスコージェネレーション、家庭用燃料電池等の普及に取り組み、年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合は増加しています。

▲図2-1-3 県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合



○ 計画書制度による新エネルギー等の導入促進

一定規模以上の建築物の新築又は増改築をする場合や、一定規模以上の開発事業を行う場合には、建築物温暖化対策計画書制度及び特定開発事業温暖化対策計画書制度において、太陽光発電設備の導入など新エネルギー等の活用の検討を義務づけています。

○ 太陽光発電設備を設置した家屋の不動産取得税の減免

太陽光発電設備（建材型ソーラーパネルに限る。）を設置した家屋を建築により取得した場合において、不動産取得税を減免する措置を講じています（平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間の取得に限る。）。平成27年度の減免措置適用件数は、2件（軽減額合計約5万円）でした。

○ HEMS（Home Energy Management System）と併せて太陽光発電設備等を設置した住宅の不動産取得税の減免

平成25年度及び平成26年度に神奈川県住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金の交付を受けて設備を設置した住宅を取得（補助金の交付申請の後に取得したものに限り）した場合において、当該取得に係る不動産取得税を減免する措置を講じています。平成27年度の減免措置適用件数は、142件（軽減額合計約914万円）でした。

■ 森林の整備・保全等の推進

県では、水源保全地域内の荒廃した私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に取り組むとともに、県産木材の有効活用の促進を図るため、生産・加工・消費にわたり、総合的な取組を行っています。

■ 「見える化」「インセンティブ化」によるライフスタイルの転換

○ 商品・サービスのCO₂の「見える化」の推進

県では、各家庭において電気やガスなどの使用によって排出されるCO₂を把握し、分かりやすく「見える化」する環境家計簿の活用を推進しています。また、日常生活の中でよりCO₂排出量の少ない商品やサービスを選択できるよう、「環境ラベル」の普及に取り組んでいます。

○ マイエコ 10 宣言の普及拡大

かながわ地球環境保全推進会議が推進する「新アジェンダ 21 かながわ」では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が、環境配慮に向け自主的に取り組む内容を「マイアジェンダ」として登録・公表することにより、環境に配慮した行動を起こし、社会全体に環境の「環」を広げていく「マイアジェンダ登録」を呼びかけてきました。平成 27 年 7 月に、策定後 10 年が経過した「新アジェンダ 21 かながわ」を改訂し、新たに「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ」としてスタートし、引き続き普及啓発を進めています。平成 27 年度の個人の「マイアジェンダ登録」及び「マイエコ 10 宣言」数は、合計 16,565 件（マイアジェンダ登録 4,039 件、マイエコ 10 宣言 12,526 件）となり、平成 15 年度からの取組の累計は 140,505 件に達しました。（団体、企業、行政等を含む登録・宣言数全体では、151,970 件）

その他の取組

■ 九都県市*による地球温暖化対策の推進

九都県市首脳会議の環境問題対策委員会では、自らの率先行動の取組を示すとともに、住民・事業者、省エネルギーや節電などを含めた地球温暖化防止への取組の必要性を理解していただき、率先して行動することを促すため、普及啓発活動を実施しました。また、再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的としたセミナーの開催などを行いました。

* 九都県市：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市。

地球温暖化対策についての県の率先実行

地球温暖化対策推進条例に基づき、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画として、平成 22 年 3 月に「神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定しました。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置づけています。

そして、この計画では、2020 年度に 2008 年度比で、温室効果ガスの排出量を 13%削減するという目標を設定しています。

削減目標の達成に向けた対策については、庁舎の省エネ改修や電気自動車への転換等の全庁的な取組や知事部局、企業庁、教育委員会、警察の各エネルギー管理を行う者の主な取組を位置づけています。

なお、今後、国の温室効果ガス削減目標について、県の事務事業に係る産業部門、業務部門等の部門別の削減内訳等が示された場合には、その内容を県の温室効果ガス排出量の状況に当てはめて削減目標や対策について必要な見直しを行うこととしています。

▲表2-1-2 温室効果ガスの排出状況(2015(平成 27)年度)

(単位:t-CO₂)

	2008 年度(基準年度)	2015 年度 実績	基準年度比増減量	基準年度比増減率(%)
知事部局	205,857	175,789	△30,068	△14.6
企業庁	50,436	42,580	△7,855	△15.6
教育委員会	33,344	30,917	△2,428	△7.3
警察	64,408	56,381	△8,027	△12.5
合計	354,045	305,666	△48,378	△13.7

■ 県有施設における施設・整備の省エネルギー改修等

県施設からの二酸化炭素排出量を減らすため、県では効果的な省エネルギー対策として、県施設へのE S C O事業を導入することとし、平成 17 年度から平成 20 年度 までの間に 8 施設に導入しました。このうち、平成 22 年度にE S C O事業を導入している 2 病院が地方独立行政法人神奈川県立病院機構の所管となったことと、平成 27 年度末までに 5 施設において運用を終了したことから、平成 28 年度現在は 1 施設で運用しています。

なお、平成 27 年度は運用中の 2 施設で 422t-CO₂が削減され、一定の成果を得ることができました。

E S C O事業導入の成果については民間オフィスビルなどへの普及のきっかけとなるよう、ホームページ等において広く公表しています。



ESCO事業を導入している総合防災センター・消防学校



ESCO事業

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4299/>

■ 県有施設等における再生可能エネルギーの率先導入

県自らも再生可能エネルギーの率先導入に努めています。平成 27 年度は、県立愛川高校と横須賀警察署の 2 施設に太陽光発電設備を設置しました。

また、相模川水系早戸川において、既存の早戸川取水えん堤を利用した小水力発電所の建設工事に向けて、平成 27 年度は実施設計を行いました。



早戸川取水えん堤を利用した発電所の完成イメージ



県立愛川高校に設置した太陽光パネル

2 国際環境協力の推進【環境計画課】

■ (公財)地球環境戦略研究機関 (I G E S) への支援

県では、国際環境協力の推進を図るため、国際的な環境政策研究機関である(公財)地球環境戦略研究機関 (I G E S) を平成 9 年に湘南国際村に誘致し、I G E S が実施するアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を目指した調査研究や研究成果の発信活動に対する支援を行っています。

■ 九都県市による国際環境協力の推進

九都県市首脳会議の環境問題対策委員会では、環境分野における国際協力・途上国支援として、JICA横浜が企画する「青年研修事業」に参画し、平成27年8月20日から9月3日にかけてフィリピンから研修員の受け入れを実施しました。県では、8月24日に南足柄市の21世紀の森にて「神奈川県における水源の森林づくり事業」と題して、本県が取り組んでいる水源環境を保全するための森林保全について説明するとともに、松田町のやどりき水源林の現地見学で、官民連携による森林保全の取組事例を紹介しました。

③ オゾン層保護対策【大気水質課】

■ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく規制・指導

業務用冷凍空調機器に冷媒として充填されているフロン類の適正な管理を推進するため、県では、法律に基づきフロン類充填回収業者に対し適切な充填及び回収を指導するとともに、機器の管理者に対し適切な管理を指導しています。

この法律により、フロン類の充填又は回収を行おうとする者は、県知事から事業者の登録を受けるとともに、フロン類の充填量及び回収量等の報告を行うことなどが義務づけられています。また、機器の管理者は、機器の点検など適切な管理が義務づけられています。

▲表2-1-3 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等(平成26年度)

国・県の別	26年度 回収量	26年度当初 保管量	計	26年度 破壊量	26年度 再利用	26年度末 保管量	計
神奈川県	311,209	9,750	320,959	251,412	59,791	9,756	320,959
全国	4,423,841	201,487	4,625,328	3,099,122	1,315,854	209,700	4,624,676

※小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。